

## 至誠館大学衛生委員会規程

(設置)

**第1条** 至誠館大学に、[労働安全衛生法](#)（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定める労働安全衛生に関する事項並びに教職員と学生の健康管理及び安全管理に関する事項を調査審議するため、至誠館大学衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、必要な業務を行う。

- (1) 教職員及び学生の危険防止に関する業務
  - (2) 教職員及び学生の健康障害の防止に関する業務
  - (3) 教職員及び学生の健康の保持増進に関する業務
  - (4) 労働災害の原因究明及び再発防止対策に関する業務
  - (5) 衛生に関する規程の作成に関する業務
  - (6) その他安衛法に定める安全衛生に関して必要な業務
- 2 委員会は、第1項各号に掲げる事項について調査審議した結果及びそれに基づき対応した業務結果を学長に報告する。
- 3 委員会は、第1項各号に掲げる事項について調査審議したときは、学長に対して意見を述べることができる。

(委員会の開催等)

**第3条** 委員会は、月に1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- ① 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
  - ② その他委員長が必要と認めたとき。
- 2 衛生管理者は、委員会の概要を記録し、開催記録を保存する。

(成立)

**第4条** 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(組織)

**第5条** 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業医
  - (2) 学生部長
  - (3) 事務局長
  - (4) 衛生管理者
  - (5) 施設設備担当者
  - (6) 本学教職員の中から学長が指名した者
- 2 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員長)

**第6条** 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(衛生管理者等の学内巡視)

**第7条** 衛生管理者と施設設備担当者は定期的に学内を巡視し、学内の安全衛生の状態を確認して必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

**第8条** 本学の安全衛生に関する事項は、この規程で定めるもののほか、衛生委員会において定める。

附則

この規程は、令和3年3月1日から施行し、50人以上の事業場となった以降に衛生管理者を設置し適用する。

制定 令和3年 3月 1日 (制定)